

諮問日：平成30年7月18日（平成30年度（最情）諮問第28号）

答申日：平成31年1月18日（平成30年度（最情）答申第60号）

件名：司法修習生の海外旅行に関する承認申請書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「第70期司法修習生から提出された，二回試験終了後の海外旅行に関する承認申請書」の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，別紙記載の各文書（以下，併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し，その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成30年6月5日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた記載部分（以下「本件不開示部分」という。）について，司法修習生の氏名及び印影を除く部分が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件不開示部分には，日付（受付印の日付部分を含む。），組番号，配属先，司法修習生の氏名及び印影，司法研修所職員の印影，電話番号，旅行先，目的，期間，同行者，連絡先等が記載されている。これらの記載は法5条1号に規定する不開示情報に相当し，同号ただし書イからハマまでに相当する事情は認められない。

また、旅行先等の各項目については、司法修習生は相互のやり取りを通じて様々な情報を得ていることが少なくなく、日付（受付印の日付部分を含む。）についても、司法修習生は外国旅行の3週間前までに申請書を提出することになっており、申請書の提出日からおよその旅行出発日を推認することができるため、文書に記載された司法修習生の特定が可能となる。したがって、これらの記載について部分開示することはできない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年7月18日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年12月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分は、司法修習生及び司法研修所職員の印影のほか、日付（受付印の日付部分を含む。）、当該司法修習生に係る組番号、配属先、氏名、電話番号、旅行先、目的、期間、同行者、連絡先等の記載である。このような記載内容を踏まえて検討すると、司法修習生の氏名や司法修習生及び司法研修所職員の印影が法5条1号に規定する個人識別情報に相当することは明らかであり、その余の記載についても、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、司法修習生は相互のやり取りを通じて様々な情報を得ていることが少なくなく、また、日付から旅行出発日を推認することができるため、本件対象文書に記載された司法修習生を特定することができるということであり、その内容が不合理とはいえない。そうすると、本件不開示部分はいずれも同号に規定する個人識別情報に相当すると認められ、同号ただし書イからハマまでに相当する事情は認められない。また、本件不開示部分はいずれも特定の個人を識別することができることとなる部分に該当するから、

取扱要綱記第3の2に定める部分開示をすることは相当でない。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分は法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人

別紙

- 1 外国旅行及び欠席承認申請書
- 2 外国旅行承認申請書及び欠席承認願
- 3 外国旅行等欠席の承認申請書